

道民の皆様へ

令和2年4月7日

資料5

新型コロナウイルス感染症

集中対策期間 (4/8 水 ~ 5/6 水)

- ◆ 政府対策本部は本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行いました。
- ◆ 北海道においても、依然として流行は終息に向かっていない中、この緊急事態宣言の期間は、改めて、これまで私たちが取り組んできたことを確認し、徹底していく「集中対策期間」とします。
- ◆ 道民の皆様には改めて、手洗いと咳エチケットの徹底、外出する際の3つの事項の確認、集団感染の要因となる「3つの密」を避ける取組をお願いします。

北海道知事 鈴木 直道

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）

IV 提言

1 地域区分について （2）地域区分の考え方について

①「感染拡大警戒地域」

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間前の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。

① 新規感染者が連続して二桁の日が発生

② 直近1週間とその1週間前のデータ（新規感染者、リンク不明の感染者数等）を比較し、増加基調を確認

③ ①の新規感染者の多数がリンク不明

外出自粛の要請の検討